

施設利用料金の改定について（お知らせ）

令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、当公園内施設の利用料金を下記のとおり改定します。（項目のない利用料金については改定はありません。）なお、消費税率の改定が延期された場合は、利用料金の改定について改めてお知らせします。

○愛知県都市公園条例第8条の3第4項に基づく利用料金の額（あいち健康の森公園）

指定管理者：公益財団法人愛知県都市整備協会

施設名	区分	単位		現利用料金の額	10月1日からの 利用料金	
庭球場	庭球場	1コート 2時間につき		620	630	
		1コート 4時間につき		1,230	1,250	
		1コート 8時間につき		1,850	1,880	
	附属設備	照明設備	1コート1時間につき		510	520
		拡声装置	1日1式につき		1,950	1,990
		いす1人掛用	1日1点につき		40	40
		電気メガホン	1日1点につき		190	190
		天幕	1日1点につき		400	410
		長机	1日1点につき		140	140
	体育館	全部利用	2時間につき		2,570	2,620
4時間につき			5,140	5,240		
8時間につき			7,710	7,850		
二分の一利用		2時間につき		1,240	1,260	
		4時間につき		2,470	2,520	
		8時間につき		3,700	3,770	
四分の一利用		2時間につき		620	630	
		4時間につき		1,230	1,250	
		8時間につき		1,850	1,880	
八分の一利用		2時間につき		310	320	
		4時間につき		620	630	
		8時間につき		930	950	

施設名	区分	単位	現利用料金の額	10月1日からの 利用料金
ベビーゴルフ場	その他の者	中学生以下の者1人1回につき	120	120
		1人1回につき	300	310
球技場	全部利用	2時間につき	1,650	1,680
		4時間につき	3,290	3,350
		8時間につき	4,940	5,030
	二分の一利用	2時間につき	1,240	1,260
		4時間につき	2,470	2,520
		8時間につき	3,700	3,770
会議室		2時間につき	1,650	1,680